



令和元年東日本台風(台風第19号)による被災者への特別支援について

尚志高等学校全日制課程は、令和元年東日本台風(台風第19号)で被害に遭われた方々の経済的負担を軽減し、入学生の進学機会の確保を図るため、以下の措置を講じます。

◆対象となる方

- (1) 令和3年度尚志高等学校全日制課程の入学者であること。
- (2) 令和元年東日本台風(台風第19号)による風水害等で災害救助法が適用された地域で被災し、居住する自宅家屋が全壊・大規模半壊・半壊した場合。
※損壊した居住家屋について持家・借家は問いません。

◆支給内容 153,000円 (入学金+受験料相当額)

内閣府 災害に係る住家の被害認定基準運用指針【平成30年3月】

改定概要(平成30年3月) 3(2)より

http://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/shishin_kaitei03.pdf

全壊……………住宅流失又は床上1.8以上の浸水
大規模半壊…床上1m以上1.8m未満の浸水
半壊……………床上1m未満の浸水

◆申請書類

上記に該当する入学者は、以下の4種類の書類を提出してください。

- (A) 罹災証明書のコピー
- (B) 別紙-1「令和元年東日本台風(台風第19号)による被災者への支援制度申請書」
- (C) 罹災された住宅の住民票 <住民票は家族全員のものをご提出ください>

◆申請方法

- ①提出期間: 令和3年2月1日(月)~令和3年4月30日(木)まで
- ②提出先: 963-0201 郡山市大槻町字坦ノ腰2番地 尚志高等学校 入学事務局
- ③提出方法: 封筒に「令和元年東日本台風による風水害で被災した入学者の免除申請書」と朱書きして郵送してください。

◆相当金額の支給について

一旦納入された受験料、入学金につきましては提出されました書類を確認の上、授業料の引き落とし口座(東邦銀行)に7月末までに振り込み致します。

◆留意事項

- ①提出締切日までに必要書類が提出できない場合や記載内容が制度に合致しない場合には対象となりません。
- ②書類審査において判別ができない場合には、後日関係書類の提出を別途お願いすることがあります。
- ③特待生制度と重複し利用することはできません。

◆その他

ご不明な点がございましたら入学事務局(024-951-3500)までお問い合わせください。

尚志学園理事長 殿

尚志高等学校長 殿

令和元年東日本台風(台風第19号)による被災者への特別支援申請書

標記の特別支援制度に対する適用を必要書類を添付して申請いたします。

受験番号				
------	--	--	--	--

申請者	ふりがな 氏名	⑤
	出身中学校	中学校卒
	現住所	〒 - 電話() () ()
	連絡先	〒 - 電話() () ()
	罹災時の住所	〒 - 電話() () ()

保護者 (学費支弁者)	ふりがな 氏名	⑤
	現住所	〒 - 電話() () ()
	連絡先	〒 - 携帯電話() () () 電話() () ()

◆被災状況 (以下の3つから該当するものを○で囲んでください。)
 居住家屋については~~持家・借家を問いません。~~

[A] 居住する自宅家屋の全壊 [B] 居住する自宅家屋の大規模半壊 [C] 居住する自宅家屋の半壊
--